

令和2年度青森市国民健康保険事業重点事項について

1 基本方針

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として、地域住民の医療機会の確保や健康の保持・増進に大きく寄与してきた。

こうした状況の下、本年からは新型コロナウイルス感染症が世界全体に広がりつつあり、国内においても、一部の国に見られるような大規模な感染の拡大傾向にはないものの、連日、感染者が確認される状況にあり、国内での健康被害を抑える上で極めて重要な時期である。

また、昨年5月に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」において、保険医療機関等を受診する際、これまでの被保険者証のほか、マイナンバーカードも被保険者証として利用できるとしたところである。

このような状況を踏まえ、国民健康保険事業の健全で安定的な運営を確保するため、次に掲げる重点事項の充実・強化・推進を図り、積極的に展開することとする。

2 重点事項

(1) 資格の適用適正化

被保険者資格の適正な適用は、医療の確保及び保険税の賦課を行う前提となる基本事項であることから、被保険者の資格の適確な把握と早期適用に努める。

また、令和3年3月からマイナンバーカードが被保険者証として利用できるようになることは、被保険者の利便性の向上等につながることから、市のホームページや広報あおもりへの掲載をはじめ、窓口においてもリーフレットを活用するなど、普及、推進に努める。

(2) 保険税の適正賦課等

基幹的財源である保険税について、賦課の基礎となる被保険者の所得額の把握と負担の公平性の観点に基づいた適正な賦課を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等による保険税の減免及び新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった期間について、一定の要件に該当する場合の傷病手当金の支給について、市のホームページや広報あおもりへの掲載をはじめ、窓口等においても対応に努める。

(3) 収納率の向上

保険税収入の確保は、事業運営の根幹を成すものであることから、財政の健全化と被保険者間の負担の公平を図るため、効率的かつ効果的な収納対策を講じ、収納率の向上に努める。

(4) 医療費の適正化

高齢化の進展や医療の高度化による一人当たりの医療費の増加が見込まれる中、事業運営の安定化を図るため、保険税収入の確保のみならず、より一層の医療費支出の適正化に努める。

(5) 保健事業の推進

被保険者の健康保持増進や自らの健康管理意識の改善を図り、将来的な医療費の伸びを抑制するため、新型コロナウイルス感染症予防を徹底的に行った上で、各種健（検）診事業等の受診率及び実施率の向上に努める。

(6) 広報活動の推進

国民健康保険制度に対する理解を深め、納税意識や健康管理意識の高揚を図るため、多様なメディアを活用した広報活動に努める。

(7) 研修機会の確保

国民健康保険事業に関わる担当職員のレベルアップを図るため、青森県等が主催する新型コロナウイルス感染症予防を徹底している研修会等に参加するとともに、課内研修も開催し、制度・事業に対する理解や事務処理システム操作方法等の習熟に努める。